

平成二十六年二月十二日提出
質問 第二一九号

中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問主意書

提出者 柚木道義

中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問主意書

平成二十六年一月二十九日に開催された中央社会保険医療協議会に政府より提示された「個別改定項目について」という資料によれば、「妥結率が低い保険薬局等の適正化について」という項目が示され、医薬品の購入に際して、保険薬局並びに医療機関（以下、保険薬局等）が医薬品卸企業との売買契約の成立可否によつて診療報酬上の評価を行うとしている。保険薬局等は、健康保険法の制約を受ける対象であるからこうした評価の対象とするというのが政府の考え方であると理解するところであるが、医薬品卸企業は、健康保険法の適用を受ける対象ではなく、また、保険薬局等と医薬品卸企業の売買契約は、健康保険法の委任する商取引の範囲にあるとはいえないものと考えらる。こうした民と民との売買取引に対して国家が何らかの評価尺度を用いて介入することは、日本国憲法の保障する営業の自由を侵害せしむと危惧するところであり、公正な商取引を所管される公正取引委員会の「売買契約の未妥結を理由とした国家査定」に対する見解をお示し願いたい。

右質問する。

平成二十六年二月二十一日受領
答弁 第二一九号

内閣衆質一八六第二九号

平成二十六年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹文明殿

衆議院議員 柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出中央社会保険医療協議会で提示された「未妥結減算」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「売買契約の未妥結を理由とした国家査定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）は、公正かつ自由な競争を促進することを目的として、事業者を対象に、私的独占、不当な取引制限、不正な取引方法を行うこと等を禁止する法律であるところ、独占禁止法を所管し、執行する公正取引委員会としては、厚生労働大臣が行う健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づく中央社会保険医療協議会への諮問及び診療報酬の改定は、事業者としての行為に当たらないことから、独占禁止法上の問題とはならないと考えている。

平成26年2月21日
厚生労働省医政局経済課

妥結率が低い保険薬局等の調剤基本料等の適正化策導入による医薬品の
適正流通に関する卸売販売業者に対する指導等について

- 今回の改定に向けた中医協の議論においては、12月以降、支払側・診療側双方から、医薬品価格の長期未妥結について問題視する意見が強く出され、今回改定において規制や適正化対策を検討するよう要請があった。
- こうした意見を受け、12月末に、いわゆる未妥結減算制度について事務局から提案したところ、著しく低い妥結率となっている場合の基本料の引き下げという検討の方向性について同意する意見が双方から出されたことから、最終的に答申に盛り込まれたところ。
- 一方、中医協の議論においては、この提案に対し、「卸の立場が急に強くなることにもなりかねない」、「(卸が)高い価格を提示したまま譲らない可能性もある」ため、「きちっとした仕組みが必要」との意見が示されたことを踏まえ、以下のような対策を講ずることとしたい。

<対策案>

- ・ 早期妥結及び妥結状況明確化の支援
 - 流通改善懇談会WTにおける流通当事者両側による継続的協議
(両側各社の妥結状況や未妥結の具体的原因の共有、解決策の協議等)
 - 保険薬局協会による新入札制度の支援
 - 卸売業者による早期価格提示及び「妥結状況を証する書類」提供の徹底
 - ・ 卸売販売業者団体に対する未妥結減算導入の趣旨の周知徹底(通知発出)
 - ・ 相談(苦情)窓口設置と個別指導
 - 趣旨に反する卸売販売業者の価格交渉に係る相談(苦情)窓口の設置
 - 相談(苦情)窓口設置について保険医療機関等関係団体への周知
 - 卸売販売業者に対する個別指導(相談(苦情)内容に応じて)
 - ・ 導入初年度における事務処理負担を勘案した確認期間の設定
- 併せて、妥結率が低い保険薬局等の適正化の影響を調査・検証し、調剤報酬等の在り方について引き続き検討することとする。